

令和5年度 第2回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	令和5年10月12日(木) 午後2時40分から3時30分まで	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	神谷明文委員長、石原隆義委員、山本健一委員、飯田真由美委員、西出素子委員、柴田正義委員、三輪秀昭委員、都築文明委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員、
	事務局	ふれあいサービスセンター(所長、担当)
	庶務	福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉課障害福祉係長、障害福祉課課長補佐兼障害給付係長、障害給付係担当
	同席者	大南友幸西三河南部西圏域アドバイザー、共生のまち部会(太田崇副会長、牧原信介副会長)
	欠席者	岡本雅彦副委員長、飯島徳哲委員、石黒真理委員、大見満宏委員、長谷川朱美委員、藤田千恵子委員
次第	<p>1 議題</p> <p>(1) 令和5年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について</p> <p>(2) 自立支援協議会に係る法改正について</p> <p>2 連絡事項</p> <p>(1) 令和5年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて</p>	

(典 礼)

ただ今から、令和5年度第2回安城市自立支援協議会を始めます。

本日は、西三河南部西圏域アドバイザーの大南友幸様、自立支援協議会共生のまち部会副会長の太田崇様、同じく牧原信介様にご同席いただいておりますので報告します。

安城市障害者福祉計画策定委員会から引き続きの会議であるため、委員長あいさつを省略させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。議事の取り回しにつきましては、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第3項の規定により、神谷委員長にお願いします。

## 1 議題

(1) 令和5年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について

(神谷委員長)

それでは、議題(1)「令和5年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について」説明をお願いします。

【 共生のまち部会太田副会長、牧原副会長が資料に基づき説明 】

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などありましたらご発言願います。

(藪内委員)

こころグループの取組内容で「地域包括支援センターとの連携強化」とありますが、将来的に国が相談に乗ってくれるということでしょうか。

(牧原副会長)

ゆくゆくはそうなるように目指しております。現状、お互いの役割等が把握できておりません。人材等が必要になってくるかと思えます。

(藪内委員)

いつ動き出すのでしょうか。

(太田副会長)

特に時期は決めておりません。地域包括支援センターは、まず介護保険の関係で各中学校区でスタートしました。ご高齢のお父様お母様のお子様で精神障害がある方については、実際にご対応いただいているケースがあるということをご報告してお聞きしていますが、今後、どのような形で広がっていくかということを検討しているところです。明確に時期を申し上げられず申し訳ございませんが、精神障害にも対応した包括支援について、決まり次第ご報告していきたいと思えます。

(神谷委員長)

地域包括は民間事業者さんですので、障害者の方の支援を取り組むのはなかなかハードルが高いのではないかと思います。社協の方がそういった場合は役に立つのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(ふれあいサービスセンター所長)

社協は、福祉の相談窓口として分野に限らず対応してきました。全体的な相談としては社会福祉協議会としてこれからも受け続けていきます。社会福祉協議会でも、地域包括支援センターを一つ受託しております。地域包括支援センターは、障害に関する相談もお話は聞きますが、専門的な相談を包括で受けていくということは難しいので、話を

聞いたことをきちんと専門機関に繋いで、一緒に対応していくということを考えております。

(神谷委員長)

障害者雇用の関係でハローワークとの連携があると良いのではないかと思います。

(太田副会長)

はたらくグループのメンバーにハローワークの方も入っております。安城市内の就労継続事業所等の状況を知っていただくようにしております。

(2) 自立支援協議会に係る法改正について

(神谷委員長)

それでは、議題(2)「自立支援協議会に係る法改正について」説明をお願いします。

**【 障害福祉課障害給付係汐満課長補佐が資料に基づき説明 】**

(神谷委員長)

説明が終わりました。ただ今の説明について、何かご意見などありましたらご発言願います。

(神谷委員長)

具体的にどのようなケースかは分かりにくいと思いますが、権限が増えましたが、一方で、守秘義務という厳しい罰則付きができたという理解でよろしいでしょうか。

(汐満補佐)

具体的な事例を示されている資料はまだありませんが、おそらく神谷委員長がおっしゃった理解でよろしいかと思います。

(小川委員)

改正障害者総合支援法第89条の3関係で質問ですが、これまでも各グループで話し合っていたことを関係機関と調整をしてきたと思いますが、法改正されたということは、さらに積極的に関係機関に協力を求めてもよいということでしょうか。

(汐満補佐)

今までは関係機関にお願いして情報提供をしてもらっていたということですが、今回、法的な根拠ができたということでご理解ください。

.....

(神谷委員長)

時間も迫ってきましたので、全体を通して西三河南部西圏域アドバイザー大南さんにアドバイスをいただきたいと思います。

(大南西三河南部西圏域アドバイザー)

安城市は広い分野で取り組んでおられ、私自身も勉強になります。

私たち障害福祉サービスに関わる者として、3つの柱、まず第一に「当事者支援」、第二に「家族・関係者支援」、そして第三に「地域連携」ということで、チームワークで支えていくということを理解しています。「顔の見える関係を大切にしましょう」という取組みをされているということが参考になりました。

障害児者の福祉サービスのポイントとして、「自己決定」「自己選択」が大切であり、本人が選ぶことができる、自分らしく生きることができるような支援が必要であると思っております。

法改正については、現在勉強中ですので自分なりの解釈もあるのですが、いろいろな形で会社が福祉サービスに参入してきています。丁寧に事業をしているところもあれば、言い方は適切かどうかは分かりませんが、会社の利益に繋がればいいという、そういう福祉の使い方をする事業体も出てきています。事業所の指定権者は愛知県ですので、不備がなければ指定されるのですが、指定された事業所が活動するのはそれぞれの市町であります。他の市町からは、営利追及主義の事業所と私たちが大切にしたいことと相違があるということを知ったことがあります。今回の法改正は、自立支援協議会が市町の中で適切な福祉サービスが行われるようにしていくための、法的な後押しになれたと理解しています。

(神谷委員長)

以上を持ちましてすべての議題を終了します。議事の進行につきまして、ご協力をいただき、大変ありがとうございました。進行は事務局にお返しします。

(典 礼)

ありがとうございました。続きまして事務局から連絡事項がございますのでよろしくお願ひします。

## 2 連絡事項

- (1) 令和5年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて

【障害福祉課障害給付係蟻塚主事がスケジュールの説明】

### 閉 会

(典 礼)

閉会にあたり、安城市福祉部長からお礼のあいさつを申し上げます。

(近藤福祉部長)

本日は長時間に渡り、いろいろとお話をいただきました。それぞれのお立場で、お忙しい中お時間を作っていただいております。本当にありがとうございます。自立支援協議会では、たくさんのグループの活動報告をしていただきました。障害者福祉のいろいろなサービスや市の施策が、皆様の協力のもとでうまく回っていると感じました。これからもそれぞれのお立場でお力添えをいただきながら、我々も汗を流していきますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(典 礼)

以上で令和5年度第2回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間に渡りましてありがとうございました。